TAHARA
2008-3 No.140

商工会だより

議　長

3月6日　田原市商工会臨時総代会

3月号 紙面紹介

- 臨時総代会が開催されました　P.1
- 商業部会／青年部／女性部コーナー　P.2
- 地域ブランド講演会開催　P.3
- 菜の花まつり協賛特産品試食即売会実施
- 法人会コーナー
- 田原市商工会ＰＲ版を作成しました　P.4
- 厚生年金保険特例法が施行されました
- ｅ－Ｔａｘで確定申告を！　P.5
- 「労働契約法」の施行について
- パートタイム労働法が変わります　P.6
- お店紹介コーナー　P.7

発行:田原市商工会　TEL.22−6666㈹　FAX.23−0419
URL http://www.tahara.or.jp/

臨時総代会が開催されました

平成20年3月6日田原市商工会臨時総代会が開催され、平成19年度一般会計収支更正予算書が下記のとおり決定されました。

平成19年度　一般会計収支更正予算書

（単位：千円）

収入の部			支出の部		
経常収入	126,180	93.0%	地域総合振興事業	27,850	20.5%
会費	14,790	10.9%	総合振興費	8,000	5.9%
県補助金	48,690	35.9%	商工業観光振興費	6,950	5.1%
市補助金	34,500	25.4%	金融対策費	5,020	3.7%
特別賦課金	2,380	1.8%	経営対策費等	5,680	4.2%
手数料・使用料等	25,820	19.0%	繰出金	2,200	1.6%
繰入金収入	81	0.1%	経営改善普及事業	73,815	54.5%
臨時収入	1,462	1.1%	給与福利厚生費	52,553	38.8%
繰入引当収入	2	0.0%	指導事業費等	21,262	15.7%
前期剰余金	7,817	5.8%	管理費	18,868	13.9%
			繰入引当支出	8,601	6.4%
			予備費	6,408	4.7%
合計	135,542	100.0%	合計	135,542	100.0%

●臨時総代会終了後、津波に関する講演会が開催されました

演題

「渥美半島と津波」

講師

第四管区海上保安本部　海洋調査課長
細萱　泉　氏

商業部会コーナー

中心市街地まちづくり講演会を開催

中心市街地にお住まいの一般住民にもご参加いただき、商業活性化アドバイザー中奥先生を招いて、住民主役の観点から、全国各地の事例を参考に田原のイメージに合った中心市街地活性化やまちづくりについてなどをお話しいただきました。

日時／平成20年2月26日(火) 14:30～
場所／田原市商工会館2階研修室
演題／中心市街地活性化に向けて
講師／中小企業基盤整備機構商業活性化アドバイザー
中奥良則氏

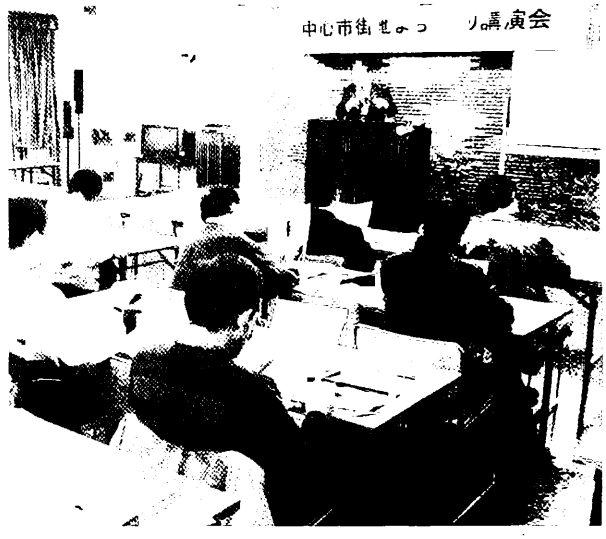

青年部コーナー

青年部研修会が開催されました

今回の研修は、当青年部OBでもある田原市議会北野谷議員を招き、ご自身の貴重な体験談や、田原市の予算並びに補助事業、中心部整備事業に絡めた田原市における今後の商業全体の在り方などをお話しいただきました。

日時／平成20年3月17日(月) 19:00～
場所／大谷屋食堂研修室
演題／田原市の商業施策について
講師／田原市議会議員
北野谷一樹氏

女性部コーナー

女性部講習会が開催されました

今回、年金記録の名寄せ作業が始まり、話題の年金の講習会を実施しました。

年金のしくみ、年金記録の名寄せ、年金受給について学び、講師が実務で知り得た特例、方法等をアドバイス頂きました。

日時／平成20年1月24日(木) 10:00～
場所／田原市商工会館2階研修室
演題／損しないための"今話題の"年金の話
講師／大参社会保険労務士事務所所長
大参直子氏

地域ブランド講演会開催

2月19日（火）田原市商工会館2階研修室において、地域ブランド講演会を開催し12名の方が参加されました。講師にブランド総合研究所社長の田中章雄氏を迎え、「なぜ地域ブランドが必要か」をテーマとし、地域ブランドの成功例をあげて効果と必要性について説明をしていただきました。

菜の花まつり協賛特産品試食即売会実施

2月9日（土）から11日（月）の3日間、伊良湖ガーデンホテル東側の菜の花畑において、渥美半島観光キャンペーン実行委員会主催の青空市場に特産品開発者が参加して特産品の試食即売会を実施し、崋山の郷土の特産品及び農産物を試食販売しました。

初日は大雪のため客足が遠のき閑散としていましたが、10、11日は天気にも恵まれ観光客で賑わっていました。

法人会コーナー

平成２０年度小学校に入学する児童に「れんらくちょう」を贈呈

平成20年度新入児童小学校別一覧

学校名	男子	女子	計
六連小学校	6	5	11
神戸小学校	42	23	65
大草小学校	12	9	21
田原東部小学校	23	18	41
田原南部小学校	9	4	13
童浦小学校	44	36	80
田原中部小学校	24	41	65
衣笠小学校	22	19	41
野田小学校	10	15	25
高松小学校	10	5	15
赤羽根小学校	8	11	19
若戸小学校	5	3	8
小計	215	189	404
和地小学校	5	6	11
堀切小学校	7	10	17
伊良湖小学校	2	2	4
亀山小学校	3	9	12
中山小学校	19	28	47
福江小学校	30	22	52
清田小学校	11	1	12
泉小学校	24	14	38
小計	101	92	193
（合計）	316	281	597

平成20年1月末現在予定者数

（赤羽根小学校にて）

河合事業委員長が代表で、市内各小学校へ贈呈

田原市商工会PR版を作成しました

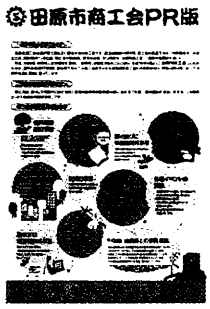

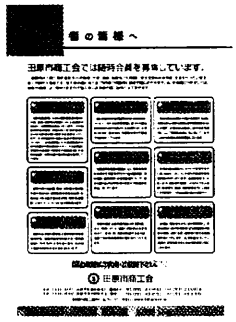

田原市商工会が行っている事業や活動などを当商工会地域内の商工業者並びに一般市民の皆様に広く知っていただくために、この度「田原市商工会PR版」を作成し、去る2月18日（月）の朝刊へ折込みました。

厚生年金保険特例法が施行されました

年金記録問題に関しましては、総務省が全国に設置しました「年金記録確認第三者委員会」（以下「第三者委員会」という。）におきまして、本人からの記録訂正に関する申し立てに対し公正な判断を下すこととされております。本年1月27日現在で約40,000件（国民年金約25,000件、厚生年金約15,000件）の申し立てがありますが、厚生年金の迅速かつ公正な処理を図る観点から、昨年12月19日に「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年12月19日法律第131号）」（以下「特例法」という。）が公布・施行されました。

特例法では、被保険者の厚生年金保険料は事業主から控除されたが、事業主の誤った届出等により保険料納付の記録がない事例であると第三者委員会が判断すれば、社会保険庁によって記録が回復され、申立人の保険給付が行われることになります。事業主が正しい届出をしたか等当時の事務処理状況を確認する必要があるため、今後第三者委員会が、事業主の方々に対して、申立人（元又は現従業員）の記録に関する回答や資料提供を依頼申し上げることがありえます。

第三者委員会又は社会保険庁からの年金記録に関する事業主への照会につきましては、申立人の年金不安の解消を図る観点から、可能な限り、迅速かつ適切な回答と関連資料の提供をお願いすると共に、体制の整備（第三者委員会対応担当者の特定、窓口の一本化など）をお願い致します。

■総務省行政評価局年金記録確認愛知地方第三者委員会事務局
〒450-0003　名古屋市中村区名駅南4-1-22名古屋税関中出張所庁舎2階
TEL:052-589-8589（代表）　FAX:052-589-8549
http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/nenkindaisansha/index.html

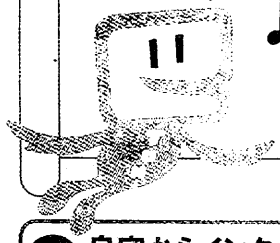

オンラインでラクラク e-Taxで確定申告

① 自宅からインターネットを利用して申告できます。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告データは、そのまま電子申告できます。

また、確定申告期間中は２４時間いつでも申告データの送信ができます。

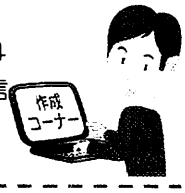

POINT・・・e-Taxを利用するには・・・
「電子申告・納税等開始届出書」を、e-Taxホームページからオンラインで送信してください。

② 最高5,000円の税額控除が受けられます。

所得税の確定申告書を電子申告する際、本人の電子署名及び電子証明書を併せて送信した場合には、平成19年分又は平成20年分のいずれかの年分の所得税額から5,000円の税額控除ができるようになります。

POINT(1)・・・あらかじめ用意するもの・・・
①電子証明書が格納された住民基本台帳カード
②ICカードリーダ

POINT(2) ・・・ 提出期限に注意！ ・・・
5,000円の税額控除を受けるためには、**確定申告書の提出期限内**に、申告データを送信する必要があります。

③ 添付書類の提出は不要です。

所得税の確定申告書を電子申告する際、医療費の領収書、生命保険料控除証明書及び源泉徴収票等の添付書類は、税務署への提出を省略することができます。

POINT・・・3年間の保管が必要・・・
確定申告期限から3年間、添付書類の提出又は提示を求めることがあります。

④ 還付金を早く受け取ることができます。

e-Taxを利用して提出した還付申告については、税務署の処理期間を6週間程度から3週間程度に短縮することとしています。

POINT
添付書類を提出する場合は、添付書類が税務署に到着してからの期間となります。

「労働契約法」の施行について

厚生労働省では、労働契約法案を昨年の通常国会（第166回国会）に提出しておりましたが、昨年秋の臨時国会（第168回国会）で継続審議され、11月28日に可決成立し、12月5日に公布されました。同法の施行期日は、「公布日から3ヶ月以内」で政令で定めることになっていましたが、平成20年1月23日に、労働契約法の施行期日を定める政令（平成20年政令第10号）が公布され、施行日が平成20年3月1日に正式決定しました。

この法律は、就業形態・就業意識の多様化が進み、労働者ごとに個別に労働条件が決定・変更される場合が増え、個別労働関係紛争も増加傾向にあることを受け、労働契約法という一つの体系とした、労働契約の成立・変更・終了等に関する基本的なルールを明らかにしたものです。

労働契約法の問合せ先　・豊橋労働基準監督署　〒440-8506　豊橋市大国町111（豊橋地方合同庁舎6階）
TEL 0532(54)1192　FAX 0532(54)1161

パートタイム労働法が変わります。

～平成20年4月1日施行～

少子高齢化、労働力人口減少社会で、パート労働者が能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働法が改正され、平成20年4月1日より施行されます。この法律の改正のポイントを説明します。

1　雇う際は「労働条件」を文書などでハッキリ示して下さい。

労働条件について明示が**義務化**されます。〈改正法第6条〉

労働基準法により労働条件の明示が文書の交付によって義務づけられている事項に加え、昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無について、文書の交付等による明示が**義務化**されます。違反の場合は過料（10万円以下）に処せられます。

2　「待遇」についてきちんと説明してください。〈改正法第13条〉

雇い入れ後、パート労働者から求められたとき、待遇を決定するに当たって考慮した事項を説明することが**義務化**されます。説明義務が課せられる事項とは、労働条件の明示、就業規則の作成手続、待遇の差別的取扱い、賃金の決定方法、教育訓練、福利厚生施設、正社員への転換を推進するための措置です。

3　「正社員」へ転換するチャンスをください。

正社員への転換を推進するための措置を講じることが**義務化**されます。〈改正法第12条〉

4　働き方の違いに応じて「待遇」を決めてください。

（1）「正社員と同視すべきパート労働者」の待遇を差別的に取り扱うことが禁止されます。〈改正法第8条〉

正社員（通常の労働者）と同視すべきパート労働者（正社員と職務（仕事の内容や責任）が同じで、人材活用の仕組み（人事異動の有無や範囲）が全雇用期間を通じて同じで、かつ、契約期間が実質的に無期契約となっているパート労働者）のすべての待遇について、パート労働者であることを理由に**差別的に取り扱うことが禁止**されます。

（2）　（1）以外のパート労働者については・・・

【賃金について】〈改正法第9条〉

パート労働者の賃金を決定する際は、正社員との均衡を考慮し、職務の内容、成果、意欲、能力、経験等を勘案することが**努力義務化**されます。さらに、正社員と職務と一定期間の人材活用の仕組みが同じ場合は、賃金を正社員と同一の方法で決定することが**努力義務化**されます。

【教育訓練について】〈改正法第10条〉

正社員との均衡を考慮し、職務の内容、成果、意欲、能力、経験等に応じてパート労働者の教育訓練を行うことが**努力義務化**されます。さらに、正社員と職務が同じ場合は、正社員に行う職務の遂行に必要な教育訓練について、既に必要な能力を有している場合を除き職務が同じパート労働者にも行うことが**義務化**されます。

【福利厚生について】〈改正法第11条〉

福利厚生施設のうち、給食施設、休憩室、更衣室について、パート労働者に利用の機会を提供するよう配慮することが**義務化**されます。

5　パート労働者からの苦情の申し出に対応してください。

（1）パート労働者から苦情の申し出を受けたときは、事業所内で自主的な解決を図ることが**努力義務化**されます。〈改正法第19条〉

（2）紛争解決援助の仕組みとして、都道府県労働局長による助言、指導、勧告、紛争調整委員会による調停が設けられます。〈改正法第21、22条〉

対象となる苦情・紛争は、労働条件の明示、待遇に関する説明、待遇の差別的取扱い、職務遂行に必要な教育訓練、福利厚生施設、正社員への転換を推進するための措置です。

◎問い合わせ先　愛知労働局雇用均等室　〒460－0008　名古屋市中区栄2－3－1
名古屋広小路ビルヂング15F　TEL:052－219－5509

お店紹介コーナー

『伝　十』

場　　所　田原市大草町
ＴＥＬ　２２－０５０５
定 休 日　水曜日
営業時間　午前8時～午後7時

♡食卓へほんの少しのお手伝い♡

日頃お世話になっている皆様へ、この場をおかりして御礼申し上げます。

従来のお店はお客様とのコミュニケーションが取りづらく、物足り無さを感じていたため、昨年12月に縮小改装をいたしました。

手作りのお惣菜・お弁当をお客様のご要望にこたえられるよう三人娘と共に笑顔と元気な接客でお客様をお待ちしております。

これからもご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

『コミックカフェレッツ』

場　　所　田原市東赤石
ＴＥＬ　２２－５３０５
定 休 日　火曜日
営業時間　午前9時～深夜2時
ホームページ　http://www.let2cafe.com

店舗拡大リニューアルオープン！

おかげさまで昨年の秋、店舗拡大リニューアルオープンしました。新たにネット個室を設け、ビジネスソフト・オンラインゲーム・TV視聴等できるお一人用からファミリーで楽しめるお座敷個室まで完備しており、おいしい食事や雑誌・コミックなど多様なコンテンツで楽しんで頂けると思います。

今後ともお客様に安心して快適に楽しんでもらえるようがんばってまいります。よろしくお願い申し上げます。

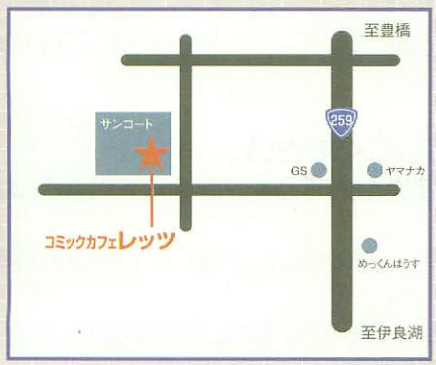

お店紹介コーナーの掲載募集

“お店紹介コーナー”では、紹介して欲しいお店を募集しています。「新しくしたお店」、「あのお店はすばらしいから皆様に知って欲しい」等自薦他薦は問いませんので、広報委員又は商工会までご連絡下さい。
ご連絡頂いたお店（※商工会員に限る）を委員会にて検討の上、取材にお伺いし“商工会だより”に順次掲載いたします。

この広報誌は、再生紙を使用しています。